

かめやま教育通信

第59回



18歳から大人に！成年年齢引き下げで変わることを、変わらないこと

日本での成年年齢は、民法で定められています。近年、投票権年齢を18歳と定めるなど、若者にも国政の重要な判断に参加してもらうための政策が進められてきました。令和4年4月1日から、民法改正により成年年齢が20歳から18歳に変わります。成年年齢の引き下げで変わることをと変わらないことを紹介します。

成年年齢はいつから変わる？

令和4年4月1日に18歳、19歳に達している人は、その日から新成人となります。
現在、未成年の人は、生年月日によって新成人となる日が、次のようになります。

生年月日	新成人となる日	成年年齢
平成14年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれ	令和4年4月1日	19歳
平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれ	令和4年4月1日	18歳
平成16年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

成年に達すると何が変わる？

成年になったらできること	20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと)
<ul style="list-style-type: none"> ◆親の同意なしで契約する <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話の契約を行う ・クレジットカードを作る ・一人暮らしの部屋を借りる など ◆結婚する 女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女ともに18歳に ◆10年有効のパスポートを取得する ◆公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取得する ◆性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> ◆飲酒する ◆喫煙する ◆競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買う ◆養子を迎える ◆大型・中型自動車運転免許を取得する

成年になれば、親権者の同意を得なくても、自分の意思でさまざまな契約ができるようになります。
また、女性が結婚できる最低年齢は16歳から18歳に引き上げられ、結婚できるのは男女ともに18歳以上となります。
一方、成年年齢が18歳になっても、飲酒や喫煙、競馬などの公営競技に関する年齢制限は、健康面への影響や非行防止、青少年保護等の観点から、これまでと変わらず20歳となっています。

気を付けないといけないことは？

未成年者が契約するときは、親などの法定代理人の同意が必要であり、その同意がない契約は、原則として取り消すことができます(民法第5条、未成年者取消権)。成年になると未成年者取消権は行使できなくなり、契約を結ぶかどうかを決めるのも自分、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。
消費者トラブルのリスクを避けるためには、契約に関する知識を学び、さまざまなルールを知った上で、その契約が自分にとって本当に必要なものかどうか、冷静に判断する力を身に付けることが大切です。

消費者トラブルで困ったときは

契約によっては、取り消しや解約ができる場合があります。契約後でも疑問に思ったり、困ったり、不安に感じたときは、一人で抱え込まず、早めに消費生活センターにご相談ください。



消費者庁
消費者ホットライン
TEL:188



消費者庁
18歳から大人
特設ページ



法務省
大人への道しるべ
特設ページ

問合先 教育委員会事務局生涯学習課社会教育グループ ☎84-5057